

- 大気海洋研究所(柏地区)「東京大学の活動制限指針」レベル1での活動指針

2020年6月15日に「東京大学の活動制限指針」がレベル1へ引き下げられる予定です。この変更措置に伴い、レベル1における大気海洋研究所(柏地区)における活動指針を設定しました(添付)。よく読んでいただき、指針に沿った研究・業務を行うと共に、自分と大海研スタッフの感染リスクを下げる行動を取るようお願いいたします。

また、本部作成の研究室活動制限緩和チェックリストを添付します。分野主任・室長は、チェックリストを活用しながら、参考所属する学生・職員の活動計画を策定し、感染対策を取ってください。

レベル2からレベル1への引き下げに伴う主な変更点は

- ・ 研究室構成員の入構時間率を通常の30%程度とする(レベル2では20%)
- ・ 出張、フィールド調査は6月19日以降に、所長が許可した場合に行うことができる。分野主任・室長が、kyoka@aori.u-tokyo.ac.jp へ許可申請を行う。
- ・ IDカードで開閉できる入り口を使用可能にする

引き続き、入構した日にはかならず入退館記録フォームを提出して下さい。

大気海洋研究所（柏地区） 「東京大学の活動制限指針」レベル1での活動指針

2020年6月15日に「東京大学の活動制限指針」がレベル1へ引き下げられる予定です。この変更措置に伴い、レベル1における大気海洋研究所（柏地区）における活動指針を以下のように設定します。レベル2からレベル1への引き下げに伴う主な変更点は

- 研究室構成員の入構時間率を通常の30%程度とする（レベル2では20%）
- 出張、フィールド調査は6月19日以降に、所長が許可した場合に行うことができる。分野主任・室長が、kyoka@aori.u-tokyo.ac.jp へ許可申請を行う。
- IDカードで開閉できる入り口を使用可能にする。

1 全メンバーに共通

- 1.1 発熱、咳、嗅覚味覚異常等、コロナウイルス感染が疑われる症状のある学生・教職員は大海研への通学・出勤を禁止します。体温を測定すると共に分野主任または室長および安全衛生担当者（赤塚係長）へ連絡して下さい。必要に応じ医療機関を受診するとともに、症状が改善するまで自宅待機して下さい。通学・出勤の再開は上長に相談して下さい。
- 1.2 家族、同居者に上記の症状が出た場合は、症状の改善、または診断によるコロナウイルス陰性が確定するまでは、自宅待機して下さい。通学・出勤の再開は上長に相談して下さい。
- 1.3 感染が確認された人の濃厚接触者であると保健所や行政当局から連絡を受けた場合、自宅待機して下さい。通学・出勤を禁止します。上長・分野主任に申告するとともに、保健所等からPCR検査の受診要請がある場合は従ってください。通学・出勤の再開は上長に相談して下さい。
- 1.4 感染リスクを軽減するため、通学・通勤に公共交通機関を利用する学生・教職員はマスクを着用するとともに、時差出勤等により混雑時をできるだけ避けてください。
- 1.5 大気海洋研究所棟・総合研究棟の入り口は施錠しています。IDカードにより開錠して入構して下さい。入構した場合は、大気海洋研究所入退館記録フォームに、入構時間、滞在場所、15分以上の会話・接触のあったメンバー名等を必ず記入して下さい。
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf0vjvJpdhgG501onVvBgism9jEVZO1SESt0ETxPVbJ44RLg/viewform>
- 1.6 建物内ではマスクを着用すると共に、各室の換気ファンはオンにし風量最大にして下さい。また、適切に窓・入口を開放するなど換気を行ってください。
- 1.7 室内ではいわゆる3密の状態を避けてください。必要に応じ2階講義室、セミナー室を利用するなどして下さい。
- 1.8 入構時および、トイレの利用時には、かならず手洗いまたは除菌剤での手指除菌を行ってください。

- 1.9 シャワー室の利用は禁止します。
- 1.10 研究棟内では、多人数が集まって飲食をしないでください。実験室での飲食は禁止です。

2. 出張およびフィールド調査について

- 2.1 出張およびフィールド調査は6月18日まで禁止します。
- 2.2 6月19日以降は、緊急性または必要性の高い国内出張またはフィールド活動に限り所長判断により許可します。上長・分野主任は、「出張」、または「フィールド調査」とタイトルを付けたうえで、kyoka@aori.u-tokyo.ac.jpまで申請して下さい。フィールド調査においては、併せて野外活動届を提出して下さい。
- 2.3 出張およびフィールド調査を行う場合は、1)出張先の都道府県知事等自治体からの訪問回避要請がでないこと、2)受け入れ研究機関がある場合にはその機関の許可を取っていること、が条件となります。
- 2.4 許可が出た場合でも、出張または調査開始にあたっては、上記1.1、1.2、1.3が優先します。
- 2.5 出張・調査地においても、感染対策を取って行動して下さい。

3 学生

- 3.1 講義およびゼミはオンラインで行います。自宅での受講が原則です。ただし、自宅での受講が難しいなどの事情がある学生については、指導教員の許可を得た上での通学を認めます。
- 3.2 研究のための入構は、分野主任・指導教員の管理下で認めます。分野主任は、活動制限指針に応じた入構率において研究活動計画を策定して下さい。
- 3.3 他機関での研究活動は、分野主任に許可を取って行ってください。出張を伴う場合は、上記2の所長許可が必要です。

4 教員・研究員

- 4.1 東京大学活動指針に応じた入構率において、大気海洋研究所棟・総合研究棟での研究活動を認めます。分野主任は、所属する教員、学生、研究員、事務系・技術系職員を含めて、活動計画を策定して下さい。
- 4.2 学生・職員が、いわゆる3密の状態にならないよう、換気を行うよう指示すると共に、居室・実験室で適切な間隔を保てるよう指示して下さい。
- 4.3 ゼミはオンラインでの開催を基本としますが、必要性の高い場合に少人数での開催を認めます。
- 4.4 対面指導は、特に必要な理由がある場合に少人数で行うことを認めます。
- 4.5 研究室主任および室長は、構成員が感染した場合および1.3の濃厚接触者であるとの

報告を受けた場合は、速やかに所長および安全衛生担当者（赤塚係長）へ報告してください。

4.6 研究室主任および室長は、東京大学研究活動制限緩和チェックリストを参考にするなどして、感染対策を取ってください。

5. 分野所属の事務系職員

5.1 在宅での勤務を主としつつ、分野主任の指示による出勤を認めます。

5.2 大気海洋研究所棟・総合研究棟での勤務は必要不可欠なものに限り、滞在時間を短くするよう努めてください。

6 技術系職員

6.1 活動指針に応じた出勤率での勤務を認めます。

6.2 室長、分野主任は、活動指針に応じた勤務体制を構築してください。

6. 事務部職員

事務部の勤務に関しては事務長より別途指示を出します。